

こ成母第 716 号
令和 6 年 12 月 2 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 母子保健主管部（局）長 殿

こども家庭庁成育局母子保健課長
(公 印 省 略)

「乳幼児に対する健康診査について」の一部改正について

乳幼児に対する健康診査の実施に必要な健康診査受診票等については、平成 10 年 4 月 8 日付児母発第 29 号厚生省児童家庭局母子保健課長通知「乳幼児に対する健康診査について」（以下「通知」という。）においてお示ししているところです。

令和 6 年 12 月 2 日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の一部の施行に伴い、医療保険の被保険者証が廃止されるとともに、被保険者又は被扶養者が電子資格確認を受けることができない状況にあるときは、当該被保険者は、保険者に対し、当該状況にある被保険者又は被扶養者に係る情報を記載した書面（資格確認書）の交付を求めることができることとされたことに伴い、通知で示している別添 2 の乳児精密健康診査受診票（医療機関委託健康診査）中の「被保険者証等の記号及び番号」と規定している項目について、「医療保険各法による記号及び番号」と規定する改正をします。

なお、本年 12 月 1 日時点で発行されている現行の健康保険証については、最大で 1 年間、従前のおり使用することが可能であるため、それまでの間は、引き続き、健康保険証により確認することも可能であることを申し添えます。

つきましては、管内市町村、関係団体等に対する周知を徹底いただくとともに、本通知の内容を参考にし、乳幼児に対する健康診査の適正かつ円滑な実施が図られるよう、御配慮をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。